

東京医療保健大学総合教育センター規程

(目 的)

第1条 この規定は、東京医療保健大学学則第58条の6第1項の規定に基づき、本学に設置する総合教育センター（以下、センターという）について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 センターは、次の業務を所掌する。

- (1) 東京医療保健大学学部履修通則第2条第2項に基づくリベラルアーツ教育の推進（文部科学省が行う「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」を含む）及び学部・研究科を横断する総合的な教育機会の確保に関すること
- (2) 前号に関連して学長が開講した学部横断科目の運営及び単位認定に関すること並びに単位互換協定を有する大学との連絡調整に関すること
- (3) 学則第10条の2に基づき学部を横断した副専攻を設置すること
- (4) 東京医療保健大学学部履修通則第2条第3項及び東京医療保健大学大学院学則第20条に基づくハイブリッド型授業の推進及び学修基盤の維持管理に関すること
- (5) 学部及び研究科を横断して行う単位認定及び学位の授与に関すること
- (6) 学部及び研究科を横断して行う教職員の人材開発に関すること
- (7) その他、学部若しくは研究科を横断して行う教育に関する事項として学長の命を受けたこと。

(構成員)

第3条 センターは、次のものをもって構成する。

- (1) センター長 学長の推薦に基づき理事長が任命した教授 1名
- (2) 教育職員 理事長が兼担を命じた教育職員 若干名
うち教授1名を副センター長とすることができる。
- (3) 事務部長 教務部長をもって充てる
- (4) 事務職員 理事長が兼担を命じた事務職員 若干名

(教授会)

第4条 学則第56条によりセンターに教授会を置き、第2条各号の重要事項を審議する。

- 2 前項の教授会は、東京医療保健大学大学院学則第33条による各研究科の教授会とみなす。
- 3 前2項により学部及び研究科を横断して行った単位認定は、学生が所属する学部若しくは研究科において単位を認定されたものとみなす。

(雑 則)

第5条 この規定に定めのないことは、学長が要綱により定める。

(附 則)

1. この規程は、令和7年4月1日より施行する。
2. 同日をもって東京医療保健大学情報教育研究センター規程、学修基盤推進室の設置に関する要綱、学長戦略本部リベラルアーツ教育推進室設置要綱を廃止し、各センター・室の業務を継承する。